

令和元年度 国土技術政策総合研究所コンプライアンス推進計画(最終報告)

令和2年7月
国土技術政策総合研究所

推進計画	取組状況(最終報告)	取組状況の評価・効果								
<p>令和元年度におけるコンプライアンス推進のための活動計画</p> <p>1. 職員等へのコンプライアンス等意識の向上のための取組【継続】</p> <p>(1) コンプライアンスに関わる講習会等の実施</p> <p>①新規採用者・転入者に対する「ガイダンス」の実施 新規採用者・転入者を対象に、国土技術政策総合研究所(以下、「国総研」という。)のコンプライアンスに関する取組を説明する。 また、説明資料をイントラに掲載し、未受講者が自習できる環境を整える。</p>	<p>【担当:人事厚生課・企画課・管理課】</p> <p>・平成31年度新規採用者及び交流研究員、転入者ガイダンスを実施した。 (4月24日つくば65/89名、4月26日横須賀68/109名※) ガイダンス資料をイントラに掲載し、自習出来る環境を整え、未受講者含む受講対象者全員へ周知した。 (※横須賀は、職員・非常勤職員・交流研究員全員を対象に実施)</p> <p>・非常勤職員(新規採用者を含む)に所内ガイダンスを実施した。 (4月18日つくば28/29名、6月6日横須賀31/34名) ガイダンス資料をイントラに掲載し、自習出来る環境を整え、ガイダンス実施日以降の年度途中採用者に対して周知した。</p> <p>※分数表示は(参加者/対象者)。以下同じ。</p>	<p>・1名(5月転出)を除き、欠席者からも自習済みの連絡を受けており、計画どおり実施することができた。</p> <p>・対象者にコンプライアンスに関する取組を漏れなく周知した。</p> <p>・ガイダンスの受講によりコンプライアンスを強く意識し、理解を深めるよう努めた。</p> <p>・ガイダンスの説明資料をイントラに掲載し未受講者へ周知し自習させることにより、コンプライアンスの認識を向上させるよう努めた。</p>								
<p>②外部の専門家によるコンプライアンス講習会の実施 職員等を対象に、外部専門家(公正取引委員会、弁護士等)によるコンプライアンス等に関する講習会(独禁法、官製談合防止法、コンプライアンス等)を実施する。</p>	<p>【総務課・管理課】</p> <p>不当要求対応をテーマに講師派遣を依頼し講習会を開催する予定であったが、9月以降の災害対応の関係で開催が遅れ、開催予定が第4四半期になったこと、及び警察署の都合で講師派遣が3月になってしまうこと、並びに新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今年度は開催を見送ることとした。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染拡大の収束状況次第であるが、令和2年度前半には講習会を開催するよう努める。</p>								
<p>③コンプライアンス・ミーティングの実施 幹部会議等においてコンプライアンスに関する事例紹介を行い、各部・各課室が主体となり四半期に1回以上実施する。 また実施状況について四半期毎にとりまとめ、幹部会議等で報告する。</p>	<p>【総務課・管理課】</p> <p>・コンプライアンス・ミーティング実施状況</p> <table border="0"> <tr> <td>第1四半期. No26「SNS利用に関するトラブル」</td> <td>実施部署64/64全所属</td> </tr> <tr> <td>第2四半期. No27「携帯電話の紛失」</td> <td>実施部署64/64全所属</td> </tr> <tr> <td>第3四半期. No28「休日に起きた事故」</td> <td>実施部署64/64全所属</td> </tr> <tr> <td>第4四半期. No29「原稿料の受領について」</td> <td>実施部署64/64全所属</td> </tr> </table>	第1四半期. No26「SNS利用に関するトラブル」	実施部署64/64全所属	第2四半期. No27「携帯電話の紛失」	実施部署64/64全所属	第3四半期. No28「休日に起きた事故」	実施部署64/64全所属	第4四半期. No29「原稿料の受領について」	実施部署64/64全所属	<p>・計画どおり実施することができた。</p> <p>・身近なテーマでミーティングを実施し解説(説明)を行うことで、コンプライアンスに対する意識を強め、認識を深めるよう努めた。</p>
第1四半期. No26「SNS利用に関するトラブル」	実施部署64/64全所属									
第2四半期. No27「携帯電話の紛失」	実施部署64/64全所属									
第3四半期. No28「休日に起きた事故」	実施部署64/64全所属									
第4四半期. No29「原稿料の受領について」	実施部署64/64全所属									
<p>④研究倫理に関する講習会等の実施 職員等を対象に、外部専門家による研究倫理等に関する講習会又はe-ラーニング等を実施する。 また、説明資料等をイントラに掲載し、未受講者が自習出来る環境を整える。</p>	<p>【企画課・企画調整課】</p> <p>昨年3月に発生した大学における熊本地震に係る論文不正事案を踏まえ、第4四半期(1/24受講開始)に研究倫理に関するe-ラーニングを実施した。 (つくば170/242名、横須賀40/40名) 説明資料、e-ラーニングの受講URL等をイントラに掲載し、研究倫理について自習できる環境を整えた。</p>	<p>・計画どおり実施することができた。</p> <p>・研究者向けに研究倫理eラーニング(日本学術振興会提供)の受講実施を呼びかけ、研究倫理意識の向上が図られるよう努めた。</p>								
<p>⑤文書管理に関する研修の実施 新規採用者、新任の文書管理者・文書管理担当者を対象に、公文書管理の自覚を促し適正な管理を行わせることを目的に研修を実施する。</p>	<p>【総務課・管理課】</p> <p>・本省の公文書管理研修で使用された内閣府作成の資料を基に研修を実施した。 (11月5日つくば8/10名、11月11日つくば5/8名、12月25日横須賀12/17名)</p> <p>・11月に全職員を対象に文書管理のe-ラーニングを行った。 (つくば308/308名、横須賀102/102名)</p>	<p>・対面研修が原則であり、対象者には計画どおり実施することができた。なお、未受講者には次年度の研修を受講させることとした。</p> <p>・研修実施により公文書管理の仕組みを理解し重要性の認識の向上が図られるよう努めた。</p>								
<p>(2) 発注者綱紀保持の周知徹底</p> <p>① 職員等を対象に、発注者綱紀保持(発注者綱紀保持規程の趣旨や事業者等との対応ルール等)について、発注者綱紀保持事務担当者(総務課長、管理課長)を講師とし、コンプライアンス講習会を前期(つくばは2回)に実施する。</p>	<p>【総務課・管理課】</p> <p>発注者綱紀保持事務担当者を講師とし、講義とDVD(組織と個人を守る！ 階層別コンプライアンスシリーズ)を放映 (つくば12月18日実施17名、つくば2回目1月16日実施17名、横須賀2月20日実施71名)</p>	<p>・時期以外は計画どおり実施することができた。来年度は計画どおりの時期に実施するよう努める。</p> <p>・発注者綱紀保持に関する基本的な知識の習得に努めた。</p>								

推進計画	取組状況(最終報告)	取組状況の評価・効果
<p>② 発注者綱紀保持に関するe-ラーニングを実施し、正解率の低い設問については、講習会等で解説する等のフォローを行う。</p>	<p>全職員を対象に10月に実施したe-ラーニングにおいて、正解率の低かった設問について、講習会で解説する等のフォローを行った。 (つくば12月18日実施17名、つくば2回目1月16日実施17名、横須賀2月20日実施71名)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画どおり実施することができた。 ・e-ラーニングの正解率は平均で80%以上であった。 ・受講機会を増やすために、つくばでは2回開催した。 ・傾向としては、発注情報漏洩防止などの情報管理に関する理解は高かったが、受注業者との意見交換等、事業者との対応に関する理解が低い傾向が見られた。正解率の低かった設問については、講習会で詳細な解説を行うことにより、発注者綱紀保持に関する理解が深まるよう努めた。
<p>③ 事業者等から不当な働きかけに該当すると思われる行為を受けた場合、或いは、職員が組織内の不正行為に気づいた場合の報告について周知するとともに、コンプライアンスに関する外部窓口について講習会等(所内広報誌等)により周知徹底する。また、e-ラーニングを通じて窓口の認知について把握する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度新規採用職員及び交流研究員、異動職員ガイダンスで周知した。 (4月24日つくば65/89名、4月26日横須賀68/109名※) ガイダンス資料をイントラに掲載し、自習出来る環境を整え、未受講者含む受講対象者全員へ周知した。 (※横須賀は、職員・非常勤職員・交流研究員全員を対象に実施) ・不正行為に気づいた場合の報告と外部窓口について、講習会で解説しフォローを行った。 (つくば12月18日実施17名、つくば2回目1月16日実施17名、横須賀2月20日実施71名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・1名(5月転出)を除き、欠席者からも自習済みの連絡を受けており、計画どおり実施することができた。 ・講習会で不当な働きかけ等の報告方法や外部窓口について周知し、不正行為の拡大防止が図られるよう努めた。
<p>(3) 国家公務員倫理の周知徹底</p> <p>国民の疑惑や不信を招かないために、国家公務員倫理法や倫理規定の遵守については、国家公務員倫理週間の機会を通じて職員へ周知徹底する。</p> <p>① 国家公務員倫理週間において集中的な取組を実施する。 ポスター掲示、倫理週間の取組をイントラに掲載、職員へ周知メール送付、業者向けパンフレットの配布、「事例で学ぶ倫理法・倫理規定」DVDの放送、階層別(幹部、課長補佐級、一般)に新たにその階層になった職員を対象とした「自習研修」の実施等を行う。</p>	<p>【人事厚生課・管理課】</p> <p>国家公務員倫理月間(12月)において、ポスター掲示、倫理月間の取組をイントラに掲載、職員へ周知メール送付、事業者向けカードの配布、「事例で学ぶ倫理法・倫理規程」DVDの放送を実施した。また、階層別(幹部、課長補佐級、一般)に新たにその階層になった職員を対象とした「自習研修」を実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画どおり実施することができた。 ・具体的な事例による「自習研修」や「DVD放送」で学習、確認することでコンプライアンスに関して、より実践的な理解を深めることができた。
<p>② 全職員を対象に服務・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するため、セルフチェックを実施する。</p>	<p>全職員を対象に服務・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するため、セルフチェックを実施した。(12月 つくば237名/365名、横須賀75名/99名)</p> <p>また、実施者及び未実施者に回答・解説資料を配布して自己点検するよう指導するとともに、イントラに国家公務員倫理審査会HPへのリンクを貼り、セルフチェックをいつでも自己点検できる環境を整えた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設問の正解率も平均で概ね90%と高く、職員の理解度を高めることができおり、概ね計画どおり実施できた。 ・より効果的に実施するためには、未実施者を減らすことが重要であり、今後は、積極的な働きかけを行い、全職員が実施するよう努める。
<p>2. 交流研究員へのコンプライアンス等意識の向上のための取組【継続】</p> <p>交流研究員へのコンプライアンス意識向上の取組については、従来から受入れ条件として、任期中に知り得た情報漏えいの禁止を徹底しているが、更なる意識向上を図るため、下記の取組を実施する。</p> <p>(1) ガイダンスの実施【受け入れ時】</p> <p>新規受入れ者を対象とした交流研究員ガイダンスを実施し、国総研のコンプライアンスに関する取組を説明する。</p>	<p>【企画課・企画調整課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流研究員入所式において、ガイダンス資料を配付し、説明した。 (4月1日つくば36/36名 4月1日横須賀4/4名 5月8日横須賀2/2名) ・平成31年度新規採用者及び交流研究員、転入者ガイダンスを実施した。 (4月24日つくば交流研究員18/19名、4月26日横須賀交流研究員4/6名) ガイダンス資料をイントラに掲載し、自習出来る環境を整え、未受講者含む受講対象者全員へ周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画どおり実施することができた。 ・交流研究員入所式時のガイダンスや異動職員ガイダンスによりコンプライアンス意識の向上が図られるよう努めた。
<p>(2) コンプライアンス意識の向上の実施【年度途中】</p> <p>各課・室が行う四半期に1回のコンプライアンスミーティングに原則参加させる。</p>	<p>【総務課・管理課】</p> <p>各所属単位で実施しているコンプライアンス・ミーティングに、交流研究員も原則参加させており、コンプライアンス意識の向上を図った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画どおり実施することができた。 ・ミーティング参加によりコンプライアンス意識の向上が図られるよう努めた。
<p>(3) 情報に関する注意喚起【終了時】</p> <p>交流研究員修了式において、任期中に知り得た情報漏えいの禁止等について再徹底を図る。</p>	<p>【企画課・企画調整課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、受入期間満了時に、メール等により、任期中に知り得た情報は漏らしてはならない等のコンプライアンス意識の再度徹底を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・メール等により、情報漏洩禁止の再度徹底を図っており、入所時のガイダンスでの取り組みと併せ効果の確実性を高めることができた。

推進計画	取組状況(最終報告)	取組状況の評価・効果
<p>3. 入札・契約手続きの見直しと情報管理の徹底【継続】</p> <p>(1) 入札・契約手続きの見直し</p> <p>コンサルタント業務等の入札・契約手続きについては、地方整備局の動向を踏まえつつ、不正が発生しにくい手続きとして導入した参加表明書と技術提案書を同時提出させる手続きの試行を引き続き実施する。</p>	<p>【会計課・施設課・管理課】</p> <p>・参加表明書と技術提案書を同時提出させる簡易公募型プロポーザル方式(拡大型)の試行については、4月～3月に契約したプロポーザル案件237件のうち236件に適用した。(つくば209件/210件、横須賀27件/27件)</p> <p>・併せて、設計・積算担当者と業者とが直接接する機会を減らすため、競争参加希望者に対する説明書の交付や参加表明書・技術提案書の提出等の手続きをWeb上で行える電子入札システムにより行うこととするについては、4月～3月に契約した全てのプロポーザル案件(237件)に適用した。</p>	<p>・計画どおり実施することができた。</p> <p>・簡易公募型プロポーザル方式(拡大型)の採用を基本としており、説明書交付など設計・積算担当者が業者に直接行っていた手続きは、電子入札システムのWeb上で担当者を介さずに行うこととなり、業者との接触機会が大幅に減少している。</p>
<p>(2) 情報管理の徹底</p> <p>技術提案書等における業者名のマスキングを実施し、入札参加業者名を知る者の数を限定することで、情報漏えいの防止及び特定の業者に対する不正な評価の防止の徹底を図る。また、入札・契約手続運営委員会等で使用した資料は、会議後回収することで情報の管理を徹底する。</p>	<p>・情報漏洩の防止や不公平な評価の防止のため、技術提案書などの契約手続きに係る審査資料について、入札参加の業者名等のマスキング及び会議後の資料回収を徹底した。</p> <p>・設計・積算担当者を対象に講習会を開催し、情報管理の周知徹底を図った。 4月26日実施 つくば(設計・積算 60名/31所属) 2月20日実施 横須賀(設計・積算等 41名/19所属) 参加者には部内職員へ資料を配付する等周知するよう指導した。</p>	<p>・計画どおり実施することができた。</p> <p>・技術資料等の業者名のマスキングと入札資料の回収を徹底しており、情報漏洩防止や不公平な評価の防止対策が堅持されている。また、講習会により情報管理の周知徹底に努めた。</p>
<p>4. 公的研究費等の適正な執行の徹底【継続】</p> <p>(1) 国等が補助金等として支出している公的研究費について、交付を受けた研究者に対し、所内説明会への出席を必須とし、補助条件・研究者倫理の遵守を徹底する。また、適正な執行(支出)を図るため、内部監査(年1回)を実施する。</p>	<p>【会計課・企画課・企画調整課】</p> <p>・今年度公的研究費の採択・交付を受けた研究者・事務担当者に対し、所内説明会(8月9日)を実施し、研究倫理の遵守及び適正な執行について周知徹底を図った。(横須賀は、公的研究費の交付を受けた研究者がいないため、所内説明会は実施していない)</p> <p>・内部監査を実施し、適正な執行であることを確認した。(12月実施 つくば、横須賀)</p>	<p>・計画どおり実施することができた。</p> <p>・所内説明会を実施し公的研究費の適正な執行に係る意識の向上に努めた。また公的研究費の不正使用と研究活動における不正行為の防止について、定義と事例等を踏まえて学ぶことにより、意識の向上を図ることに努めた。</p>
<p>(2) 委託研究費について、不正防止、適正な執行(支出)を図るため、研究不正の防止、適正な執行に関して公募資料に記載し、研究代表者に対して研究不正の防止、適正な執行について周知徹底する。</p>	<p>・審議会型委託研究においては、公募資料(募集要領等)に研究不正の防止、適正な委託研究費の執行に関して明記している他、国土交通省HPにて対応指針等を掲載している。</p> <p>・研究所公募型委託研究及び確認公募型委託研究においては、説明書に研究不正の防止、適正な委託研究費の執行に関して記載する他、国総研HPにて規程を掲載し公表している。これらにより、研究代表者に対して研究不正の防止、適正な執行について周知徹底を図った。</p>	<p>・計画どおり実施することができた。</p> <p>・公募資料や説明書に研究不正の防止等を明記することにより、研究代表者のみならず委託研究に従事する全研究者にも研究不正の防止、適正な執行に対する意識の向上、遵守につながるよう努めた。</p>
<p>5. 情報システム管理の徹底【継続】</p> <p>情報セキュリティ対策の確実な実施のため、所内講習会や標的型メール攻撃訓練等を実施する。また、情報管理の徹底に関する注意喚起や対策等の周知徹底を図る。</p> <p>(1) 情報セキュリティ講習会の実施</p> <p>① 新規採用者、転入者へのガイダンスの実施</p> <p>② 所内職員に向けた講習会の実施</p>	<p>【サイバー官・技術情報課】</p> <p>平成31年度新規採用職員及び交流研究員、異動職員ガイダンスにおいて周知した。(4月24日つくば65/89名、4月26日横須賀68/109名※) 説明資料をイントラに掲載し、自習できる環境を整え、未受講者へ周知した。(※横須賀は、職員・非常勤職員・交流研究員全員を対象に実施) ・非常勤職員(新規採用者を含む)に所内ガイダンスを実施した。 (4月18日つくば28/29名、6月6日横須賀31/34名) また、ガイダンス資料をイントラに掲載し、自習出来る環境を整え、ガイダンス実施日以降に採用となった者へ周知した。</p> <p>・情報セキュリティに関する講習会を実施した。 つくば→「そのソフトウェア安全ですか?」をテーマに普段利用しているソフトウェアも危険な場合があること、ソフトウェアを利用する上での注意点等を含め講習会を実施した。(6月24日つくば32名、横須賀へはビデオ配信) 参加者には部内職員へ資料を配付する等周知するよう指導している。 横須賀→ID・パスワード管理、情報流出事例、外部電磁的記憶媒体(USBメモリ等)のシステム制限等に関する説明会を実施した。(4月26日職員向け68/109名、6月6日非常勤職員向け31/34名) ・外部電磁的記憶媒体の登録更新について9月に実施するとともに利用手順等について周知を図った。</p>	<p>・1名(5月転出)を除き、欠席者からも受講済みの連絡を受けており、計画通り実施することができた。</p> <p>① これまで一般的な内容だったセキュリティガイダンス資料について全面的に見直し、実際の官公庁を狙った標的型メール送付について説明するなど、職員の情報セキュリティに関する意識向上と当事者意識の醸成に努めた。</p> <p>② 所内職員に向けた講習会「そのソフトウェア安全ですか?」については横須賀庁舎とTV会議システムにて横須賀庁舎の職員も受講可能となる体制を整えることで、つくば庁舎と横須賀庁舎双方のシステム管理担当事務局が連携し取り組みをすすめる、職員のリテラシーの向上に努めた。</p>
<p>(2) 標的型メール攻撃に対する訓練の実施</p>	<p>・標的型メール攻撃に対する訓練を全職員対象に11月に実施した。</p>	<p>・計画どおり実施することができた。</p> <p>・各自に標的型メールが送付される危険性の自覚とその後の対応方法を身につけてもらうよう努めた。</p>
<p>(3) 情報セキュリティの自己点検の実施</p>	<p>・情報セキュリティ対策自己点検を12月17日から27日に実施した。 ・情報セキュリティ事案も含め、最近の情報セキュリティに関する動向について、講習会等で共有を図った。</p>	<p>・総政局が定めた重点点検項目の基準実施率を全て超えているため、各自が情報セキュリティ対策を講じていると判断できた。 ・理解が不十分な項目については、改めてメールにて全職員に周知した。</p>

推進計画	取組状況(最終報告)	取組状況の評価・効果
<p>6. 推進計画の取組に対するフォローアップ【新規】</p> <p>(1) 各職員等のコンプライアンス等への意識・取組状況を把握するため、(1)①、②及び(2)①への参加状況を記録・保存する。</p>	<p>【総務課・管理課】</p> <p>当該講習会等の参加状況の記録・保存を適切に行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画どおり実施することができた。
<p>(2) 推進計画に明記した講習会等の未受講者に対し、自習済みの報告を求める。また、理解度を高めることに重点を置く等、講習会内容を検証し、フォローアップを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・講習会等の未受講者に対し、自習済みの報告を求め回答を得た。 ・e-ラーニングやアンケートの結果分析により、受講者の理解不足箇所や講習への希望を把握し、講習内容に反映させた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画どおり実施することができた。 ・報告を求めたことにより、未受講者が自習済みである確認が取れた。 ・アンケート結果分析等により、受講者の理解不足を補うとともに、希望に添う内容で講習を行うよう努めた。
<p>(3) 推進本部は、当該年度の推進計画に定めた項目について、実施状況をとりまとめ、その評価・検証を行うことにより、次年度以降に継続の可否を含めた実施内容等について検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施状況のとりまとめを行った結果、内容は適切であるが、計画に実施時期が記されていないため実施が年度後半となる項目が多かった。次年度は計画に実施時期を明記し、可能な限り第三四半期までに実施することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画どおり実施することができた。 ・令和2年度推進計画(R2.4.6推進本部承認済み)では項目ごとに実施時期を明記し、適切な取り組みの実施を目指す。
<p>7. 推進計画の取組状況の公表【継続】</p> <p>推進本部は、推進計画の実施状況を委員会の了承を得て公表するものとする。公表の方法は、国総研HPIに掲載して行うものとする。</p>	<p>【総務課・管理課】</p> <p>国総研HPIに適宜掲載し公表した。</p>	